

**ドメスティック・バイオレンス被害を受けた子どもへの教育的支援に関する研究  
—母子生活支援施設職員への聞き取り調査を中心に—**

家政教育講座 岡本正子  
大学院教育学研究科 大井桃子

## はじめに

配偶者間暴力（DV）被害への支援は、当事者の安全確保と同時に生活支援、自立支援、心理的支援等が行われており、同伴している子どもへの支援に関しても「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針」にあるように、「就学の保障」「安全の保障」「学力の保障」「カウンセリング」等が挙げられている。

DV 家庭で育つことの子どもの影響に関しては、先行研究で指摘されてきているが、子どもへの支援状況、特に教育的支援状況についての実態はまだ十分に把握されていない。そこで本研究では、子どもへの教育的支援状況と支援ニーズを把握し児童生徒が学校生活を送る上での支援の充実を図ることを目的に、2つの調査（調査Ⅰ、調査Ⅱ）を行った。調査Ⅰは、一時保護期間中の DV 被害者 71 名（内母親 70 名）を対象に、被害当事者の現状把握と支援ニーズおよび同伴児童（132 名；内学齡児 65 名）の教育的支援ニーズに関して、大阪府女性相談センターと共同調査を行った。調査Ⅱは、一時保護所から退所して母子生活支援施設で生活する子どもの教育的支援状況と支援ニーズを把握することを目的に、2 府県 3 施設の母子生活施設職員への聞き取り調査を行った。

## 結果及び考察

調査Ⅰからは次のようなことが明らかになった。まず子どもの被害にかかわる状況としては、約 7 割の母親が妊娠中に暴力を受けていた。また出生後の加害者からの子どもへの虐待の状況に関しては、ほとんどの子どもが心理的虐待を受けており、約 6 割の子どもはそれ以外の虐待（身体的虐待、ネグレクト、性的虐待）も受けていた。さらに約 3 割の子どもは被害保護者からも虐待（身体的虐待、ネグレクト、心理的虐待）を受けていた。すなわち、同伴児童は、DV 目撃以外の虐待も受けている子どもが多く、また被害は胎児の時期から始まっていることが多いことが明らかになった。

保護者自身への支援ニーズとしては、ニーズの高い順に「安全であること」「子どもや子育て」「仕事や経済面」「心理的なケア」「住宅」「離婚」となっていた。その中の「子どもや子育て」に関する支援ニーズについての内容は、子ども自身へのサポートとして、ほとんどの人が「経済面」を挙げており、続いて「子どもへの心理的ケア」や「子どもが相談できる人や場所」を挙げていた。また子どもに関わる保護者への支援としては、「子育てを相談できる人や場所」「子どもを預ける場所」「子どもへの接し方やかわりを学ぶ場所」を挙げていた。

学齡期の子どもを持つ保護者への、「家を出ること・転校」に関する子どもへの説明の有無や時期に関する質問には、9 割強の人が子どもに説明しておりその時期は一時保護中が多かった。また子どもの不安・心配について親子で話すことがあるかどうかは、話すと回答

する人が多かった。

学校や授業に関することは、この質問に回答した 63 人中 62 人 (98%) の保護者が「転校」について心配や不安があると回答しており、その内容は「子どもが学校になじめるか、学校や先生の理解、転校先が加害者に知られないか、学費、友達ができるか、転校の手続き、勉強」などであった。また「転校先の学校や先生に配慮してほしいこと」については、回答数がやや少なかったが「制服や物品に関すること」「他児への説明に関すること」「安全」などが挙げられた。「家族や生い立ちの授業」についての回答数はさらに少ないが、回答者全員が「配慮してほしい」と答えており、その内容は「授業を避けてほしい」～授業を行うことには肯定的だが「授業の際には配慮してほしい」までの回答があった。授業で取り扱うことへの肯定的な考えには「子どもは人それぞれとわかっているから」や「子どもは事実を受け入れる必要があるから」などであった。これらの質問への回答が少なかったことについては、一時保護中という状況の影響もあると考えられ、一時保護所を退所後の状況でのニーズ把握のために、対象者は異なるが、調査Ⅱを行った。

調査Ⅱからは次のことが明らかになった。まず学校と施設との連携については、調査対象の 3 施設すべてがよく連携しており教育委員会との連携も緊密に行われていた。具体的には、定期的な情報交換を行い子どもの支援についての相談や、先生が施設を訪問したり施設行事への参加などの交流も行っているとのことであったが、一方で子どもの通う学校が施設のある地域と異なる場合は情報交換がスムーズに行えないとの課題も挙げられた。

子ども自身の様子で気になることは、全施設で「学力の低さ」が挙げられ、また「基本的な生活習慣の未自立」も課題として挙げられた。情緒行動面や対人関係面の課題や問題は、先行研究で指摘されている状態の子どももいるとのことで、子どもの状態によっては、施設心理士による心理的ケアが行われているとのことであった。「家族や生い立ちの授業」に関しては、保護者や子どもからの相談は殆どないとのことであったが、そのことについて職員のほうから子どもや保護者に話しかけたこともないとのことであった。

上記 2 つの調査から、DV 被害保護者や同伴した子どもの被害の現状、家を出るという被害保護者の選択に対する子どもの気持ち、そして保護者の支援ニーズ、特に保護者及び母子生活支援施設職員の教育に関連する支援ニーズが一定明らかになったことは、子どもと保護者を理解して支援するために、重要な意義のある成果である。またそのことは、ソーシャルワークや心理支援の際に重要であるのみならず、教員養成の学部授業や現職教員の研修等の基礎資料としても意義があると考えられる。

## 今後の課題と方向性

母子生活支援施設職員への聞き取り調査からは、調査対象の施設と学校・教育委員会との連携が一定行われていることが明らかになったが、他の学校の状況に関しては、更なる調査が必要である。また子どもの課題として指摘されている「学力の低さや情緒行動上の問題」へのさらなる取り組みの充実が必要であるが、それに加えて今回の調査で指摘された「生活習慣の未自立」に関しては具体的なアプローチの方法を開発することが重要であり、また「家族や生い立ちの授業」への配慮に関する更なる研究が必要と考える。